

## 平成 29 年 3 月 22 日（水曜日）午前 9 時 30 分 開 議

### 1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

### 2、 欠席議員 なし

### 3、 欠員 なし

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	参 事（宮原隆昌）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（椎木 孝）
総 務 課 長（鳥井基史）	福 祉 課 長（中井俊博）
税 務 課 長（笹山恵子）	住 民 環 境 課 長（石床勝則）
健康増進課長（奥村 忠）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
建 設 課 長（濱口浩司）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
商工観光課長（宮原正行）	水 道 課 課 長 補 佐（山下竜一）
生涯学習課長（高橋幸光）	総 務 課 副 主 幹（島原正喜）
出 納 室 課 長（木下公明）	

## 議会事務局職員

議会事務局長（須浪宏和）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

## 議事日程 第 4 号

別紙のとおり

## 平成29年3月土庄町議会定例会議事日程（第4号）

平成29年3月22日(水曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 2 議案第18号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第 3 議案第19号 土庄町庁舎建設基金条例
- 第 4 議案第20号 土庄町財政調整基金条例
- 第 5 議案第21号 土庄町中小企業振興基本条例
- 第 6 議案第22号 土庄町空家等対策の推進に関する条例
- 第 7 議案第23号 土庄町堀本文次教育奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例
- 第 8 議案第24号 土庄町放課後児童クラブ条例
- 第 9 議案第25号 土庄町税条例等の一部を改正する条例
- 第 10 議案第26号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第27号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第28号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第29号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第30号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第31号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第32号 土庄町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第33号 土庄町公民館設置条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第34号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第35号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例
- 第 20 議案第36号 土庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例
- 第 21 議案第37号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 22 議案第38号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例
- 第 23 議案第39号 土庄町簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例
- 第 24 議案第40号 土庄町霊柩車の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

- 第 25 議案第41号 土庄町道路線の廃止について
- 第 26 議案第42号 土庄町道路線の認定について
- 第 27 議案第8号 平成29年度土庄町一般会計予算
- 第 28 議案第9号 平成29年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 29 議案第10号 平成29年度土庄町港湾整備事業特別会計予算
- 第 30 議案第11号 平成29年度土庄町宅地造成事業特別会計予算
- 第 31 議案第12号 平成29年度土庄町大鐔財産区事業特別会計予算
- 第 32 議案第13号 平成29年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算
- 第 33 議案第14号 平成29年度土庄町介護保険事業特別会計予算
- 第 34 議案第15号 平成29年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算
- 第 35 議案第16号 平成29年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算
- 第 36 議案第17号 平成29年度土庄町水道事業会計予算
- 第 37 同意第1号 土庄町副町長の選任について
- 第 38 同意第2号 土庄町教育委員会教育長の任命について
- 第 39 同意第3号 土庄町教育委員会委員の任命について
- 第 40 議員の派遣について
- 第 41 閉会中の継続調査申出について

## 議会運営委員会委員長報告

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

開議に先立ちまして、3月21日、議会運営委員会を開催いたしまして、本日の議会運営等について、ご審議をお願いいたしました。

その結果について、委員長からご報告をお願いいたします。

○議長（濱中幸三君）

議会運営委員長 井上正清君。

○議会運営委員長（井上正清君）

おはようございます。議会運営委員会からご報告申し上げます。

本委員会は、3月21日、委員会室におきまして、議会運営等について審議いたしましたので、その結果についてご報告申し上げます。町長より、同意第1号 土庄町副町長の選任について、同意第2号 土庄町教育委員会教育長の任命について、同意第3号 土庄町教育委員会委員の任命についての議案が提出されましたので、これを日程に追加いたします。

本日の会議の進め方でございますが、お配りしております議事日程第4号のとおりであります。以上、議会運営委員会からの報告といたします。

## 開議

○議長（濱中幸三君）

ただ今、議会運営委員長から報告のありましたとおりです。

運営等につきましては、スムーズに審議ができますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

ただ今の出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の日程はお手元に配布のとおりであります。

これより、本日の日程に入ります。

## 付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱中幸三君）

日程第1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。3月8日に平成29年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これらについて、3月9日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果、付託されました全ての議案について、原案のとおり可決すべきものと決しました。所管別に要点を報告させていただきます。

議会事務局。議案第8号平成29年度土庄町一般会計予算の議会事務局所管部分の予算について、議会費は、議員共済会負担金負担率の低下と職員給与費の減額等により167万5千円減額となっています。

出納室。議案第8号の出納室所管部分の予算について、会計管理費は、臨時職員賃金と消耗品費が増額となっており、債権管理費については、自動車リース料が増額となっています。委員から差押件数の見込みについて質問があり、昨年並みの収納を見込んでいるが、件数の見込みはできないとの回答がありました。

総務課。議案第8号の総務課所管部分の予算について、管財事務費は、旧大部小学校プール解体工事1544万4千円を計上しています。

自治振興費の自治振興助成事業では、防犯カメラ設置工事費が皆減となったほか、人口減少により自治会振興報償金が28万円減額、自治会振興助成金が59万8千円減額となっています。

高度情報化推進費では、情報行政サービス、セキュリティ強化対策に関する委託料が538万円増額のほか、かがわ情報セキュリティクラウドサービス利用負担金86万4千円、総合行政ネットワーク事業費56万円を計上しています。

選挙費は、総額で24万3千円減額となっています。実施予定の選挙は、町長選挙、土地改良区総代選挙、大部財産区議会議員選挙です。

受託統計調査費は、経済センサス調査事業の減額により、40万4千円の減額となっています。財源は全て県委託金です。

診療所費の病院事業では、小豆島中央病院の運営資金不足に係る土庄町負担分として企業団出資金2928万6千円を計上しています。

常備消防費では、小豆広域への負担金として、消防庁舎建設事業が皆減となる一方、デジタル無線・指令装置保守点検料が皆増のため、424万5千円の増額となっています。非常備消防費は、土庄分団屯所建設事業の皆減などにより、2009万8千円の減額となっています。

公債費では、元金が図書館建設事業、土庄中学校建設事業などの償還終了により1427万4千円の減額、利子が1757万4千円の減額となっています。

歳入について、地方消費税交付金は交付見込みにより3440万円減額の2億4360万円、地方交付税は前年度と同額、財政調整基金繰入金は財源不足分4億4020万2千円を計上しています。

町債は、一般廃棄物及びし尿処理施設整備事業、大部住宅建替事業、新設統

合こども園建設事業、四海公民館建設事業などの財源として計上したことにより、3億3210万円の大幅な増額となっています。

次に、議案第18号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更についてのほか、条例関係の議案第19号、議案第20号、議案第35号、議案第36号について提案理由などの説明がありました。

委員から、旧大部小学校プール解体後の用地の取り扱いについて質問があり、売却を予定しているとの回答がありました。

税務課。議案第8号の税務課所管部分の歳出予算について、税務総務費は、平成30年度固定資産の評価替え等の経費の減少により454万7千円減額、賦課徴収事務費は、固定資産の評価替えに係る電算システムの改修により618万1千円増額となっています。

歳入予算は、町税全体では約14億9700万円で、前年度より約1300万円増額としています。町民税は、個人、法人ともに公共工事等の業績が好調であることから1662万1千円増額、固定資産税は、大口の滞納整理が進み、滞納繰越分が減少しているため266万9千円減額、町たばこ税については、健康志向の影響から189万円減額しているとの説明がありました。

議案第25号 土庄町税条例等の一部を改正する条例について、改正理由の説明がありました。委員から、収納率の見込みについて質問があり、向上しているとの回答がありました。

企画課。議案第8号の企画課所管部分の予算について、企画事務費では、新規事業として東洋紡績湊崎工場跡地の芝張整備、日本遺産調査にかかる経費等を計上しており、離島振興事業は、離島航路運営費等補助金が1240万円減額となっています。

地域公共交通活性化・再生総合事業では、本年4月に開校する小豆島中央高校へバスで通う生徒への通学助成を行います。

域学連携交流事業では、大学から講師を招いて小豆島・土庄町に関わりのあるテーマで講演会を開催する経費などを計上しています。

議案第38号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例は、町長が土庄町の厳しい財政状況を考慮し、給与の自主減額を申し出、特別職報酬等審議会の審議等を踏まえ、本年4月から12月まで町長の給料を10%カットするものであるとの説明がありました。

委員から、ふるさと納税の寄附金の使途について質問があり、いただいた寄附金は基金に積み立て、翌年度取り崩して、指定された分野の事業に割り振っているとの回答がありました。

商工観光課。議案第8号の商工観光課所管部分の予算について、商工総務費は、職員の増により職員給与費が1087万1千円増額となり、商工業振興費は、商工業振興団体助成事業が増額となりましたが、次世代産業育成モデル事業の

大幅な減額により、9412万5千円減額となっています。

観光費は、948万6千円増額となっており、主な事業としては、観光団体・イベント助成事業、瀬戸内国際芸術祭関連事業、地域資源活性化事業、観光交流事業などです。

次に、議案第21号 土庄町中小企業振興基本条例について内容の説明がありました。

農林水産課。議案第8号の農林水産課所管部分の予算について、農業委員会費は、昨年12月の農業委員会組織の改編に伴い増額となっています。

農業総務費は、職員給与費と農業集落排水事業における最適整備構想策定委託に伴う繰出金の増額により1782万6千円の増額となっています。

農業振興費では、有害鳥獣被害防止対策事業における捕獲等助成金の増額、オリーブ生産拡大総合支援事業の増額、新規事業の農業振興地域整備計画書策定事業の計上などにより2408万6千円増額となっています。

農地費では、県営土地改良事業費の増額により1038万3千円の増額となっています。

水産業振興費では、四海漁協の島鯉関連事業である離島流通効率化事業の増額により1631万5千円増額となっています。

漁港管理費では、機能保全計画作成業務委託料の増額により566万5千円増額となっています。

漁港建設費は、田井漁港整備工事費の減により7028万6千円の大幅な減額となっています。

議案第12号 平成29年度大鐸財産区事業特別会計予算は、隔年開催の愛林祭開催に係る大鐸地区山林愛護会への補助金と森林国営保険料を計上しています。

議案第13号 平成29年度農業集落排水事業特別会計予算は、長寿命化計画である最適整備構想の策定委託料を計上したことにより、一般管理費が987万2千円増額となっています。

議案第37号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、農業委員会に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、活動実績に応じて報酬を支給できるようになったため条例改正するとの説明がありました。

建設課。議案第8号の建設課所管部分の予算について、道路新設改良費は、社会資本交付金事業の減により3411万2千円減額となっています。また、沖之島架橋事業について道路設計計画調査に係る委託料500万円を計上しています。

河川総務費は、3地区の河川整備工事、2地区の急傾斜地崩壊防止工事を予定しています。

港湾建設費の主な事業は、小豊島港改良工事及び土庄港改良工事です。

都市下水道建設費は、大谷ポンプ場新設工事、湊崎・東内浜ポンプ場の改築

工事を予定しています。

住宅管理費は、民間建築物耐震対策支援事業及び新規事業として民間住宅耐震化リフォーム支援事業の事業費を計上しています。

改良住宅建設費は、大部住宅建替事業の第1期工事着手により2億3757万1千円の増額となっています。主な内容は、3戸分の住宅建設及び敷地造成工事等です。

議案第10号 平成29年度港湾整備事業特別会計予算は、前年度繰上充用金の減額により1466万2千円減額となっています。

議案第11号 平成29年度宅地造成事業特別会計予算は、前年度より10万1千円減額となっています。

次に、議案第41号、第42号土庄町道路線の廃止及び認定について説明がありました。委員から、沖之島渡船の運航時間の質問があり、運航状況について回答がありました。

水道課。議案第17号 平成29年度土庄町水道事業会計予算について、簡易水道事業が平成28年度をもって廃止になり、水道事業へ統合されるため、予算が合算されているとの説明がありました。収益的収支の収入は、主に給水収益であり4億7017万2千円、支出は営業費用等の合計4億3491万円を計上しています。資本的収支の収入は385万6千円、支出は老朽管等布設替工事や浄水施設修繕、広域水道事業体検討協議会負担金など合計2億5089万8千円を計上しています。

議案第39号 土庄町簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例については、簡易水道事業を廃止し、水道事業へ統合することに伴い関係条例を一部改正し、または廃止しようとするものです。

以上で報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

3月8日に平成29年度当初予算及び条例関係等議案が当委員会に付託されました。これについて、3月14日に委員会を開催し、審査いたしましたので、その結果について所管課ごとの要点を報告させていただきます。

健康増進課。議案第8号 平成29年度土庄町一般会計予算の健康増進課所管部分の予算は、前年度より2億130万8千円、34.8%の減です。特別会計については、前年度より566万円、2.9%の減となっています。一般会計では、介護職員養成事業として、新たに島内で養成講座を開講するとのことです。

議案第9号 国民健康保険事業特別会計においては、平成27年度に作成したデータヘルス計画の評価と第2期計画を策定します。



議案第 14 号 介護保険事業特別会計については、前年度と同様の事業内容です。

議案第 15 号 福祉サービス事業特別会計においては、民間介護施設開設の影響で事業収入が減収になるとのことでした。

委員から、介護職員養成事業についての質問があり、従来、高松へ資格取得に通う際の受講料等を助成していたが、それに加えて新たに島内で養成講座を開講するとの回答がありました。

採決に入り、議案第 8 号、議案第 9 号、議案第 14 号及び議案第 15 号の健康増進課所管部分について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

生涯学習課。議案第 8 号の生涯学習課所管部分は、働く婦人の家運営費、社会教育総務費など 10 項目にわたっており、全体予算額は、3853 万 9 千円の減額となっています。減額の要因は、旧北浦小学校校舎改修事業、小豆島尾崎放哉記念館駐車場用地購入事業、高見山グラウンド施設改修などの完了によるものです。

議案第 33 号 土庄町公民館設置条例の一部を改正する条例及び議案第 34 号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例について、北浦公民館の移転に伴う位置の変更と公民館使用料の設定にかかる条例改正であるとの説明がありました。

委員から、旧湊崎小学校校舎改修の方針について質問があり、耐震診断の結果によって建物使用の可否を精査し、地元の要望を踏まえて、具体的な利用方法を検討していきたいとの回答がありました。

採決に入り、議案第 8 号の生涯学習課所管部分、議案第 33 号、議案第 34 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

教育総務課。議案第 8 号の教育総務課所管部分について、保育所運営事業は、1810 万 3 千円の増額となっています。要因は、園児数の増加、育休者の代替要員、調理員の増などにより臨時職員の賃金が増加したものです。保育所維持管理費では、大鐸幼稚園のエアコン購入費 30 万 5 千円を計上しています。病児・病後児保育事業は、小豆島中央病院での利用者が増えたため 30 万 5 千円増額となっています。学術・スポーツ・文化活動等助成事業は、小豆島中央高校に対する部活動強化補助金と教育推進事業補助金を計上したことにより 80 万円の増額となっています。離島高校生通学支援事業 118 万 5 千円は、豊島から小豆島中央高校に通学する高校生のフェリー一定期代の 2 分の 1 を補助するものです。小学校費及び中学校費の教育振興事業では、情報通信教育と学習教材用としてタブレット端末購入費を合計 26 台分計上しています。放課後児童健全育成事業 1294 万 8 千円は、土庄放課後児童クラブ及び豊島放課後児童預かりの運営委託料を計上しています。新設統合こども園建設事業 1 億 4750 万 3 千円は、愛の園保育所、土庄幼稚園、湊崎幼稚園を統合して、新設の幼保連携型認定こども園

の建設を旧土庄小学校跡地に計画しており、今年度は、実施設計、測量設計、地質調査、旧校舎等解体工事実施設計の委託料と旧校舎等解体工事費を計上しています。

議案第 23 号 土庄町堀本文次教育奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例は、堀本氏の親族からの寄附金を地域の将来を担う人材の育成、確保のために奨学金として有効活用できるよう制定するものです。

議案第 24 号 土庄町放課後児童クラブ条例は、放課後児童健全育成事業による放課後児童クラブを設置するため条例を制定するものです。

議案第 32 号 土庄町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例は、奨学金の償還期間を現行の 2 倍の期間に延長することにより、奨学生の経済的負担の軽減を図ろうとするものです。

委員から、こども園の設置場所について、交通の面でこどもの安心安全が確保できないので一旦考え直すことはできないかとの質問があり、執行部から道路の拡幅や歩道の整備など周辺整備を実施することを考えているとの回答がありました。また、堀本文次教育奨学基金について質問があり、運用方法について回答がありました。

採決に入り、議案第 8 号の教育総務課所管部分については、賛成 2、反対 2 の可否同数となり、委員長がこども園建設については、今後、交通環境の整備を含めて執行部が検討するとの条件付きで賛成に加わり、原案のとおり可決すべきものと決しました。条例関係の議案第 23 号、第 24 号、第 32 号については、異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

住民環境課。議案第 8 号の住民環境課所管部分の予算は、前年度より 2 億 5921 万 1 千円、48.5%増となっています。増減の主な内容について、戸籍住民基本台帳費は、職員給与費と個人番号制度に関する事業費が減額しています。保健衛生総務費は、職員 1 名増により増額となっています。環境衛生費では、環境対策費と老朽空き家対策事業が増額となっています。斎場管理費は、施設修繕費が増額となっています。塵芥処理費は、嘱託職員の賃金が減額となりましたが、一般廃棄物処理施設整備事業の実施に係る設計委託料、土地購入費などの計上により大幅に増額となっています。し尿処理費は、職員給与費が減額となりましたが、し尿処理施設の整備に係る設計委託料の計上により増額となっています。人権推進室の予算は、職員給与費の増により人権対策推進費が増額となっています。

条例関係では、議案第 22 号 土庄町空家等対策の推進に関する条例、議案第 29 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例、議案第 30 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例、議案第 31 号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例、議案第 40 号 土庄町霊柩車の設置及び管理に関する条例を廃止する条例について、内容等の説明を受けまし

た。

委員から、自治会ごみステーション補助金に関する質問があり、小規模排出事業者が自治会のごみ集積所を利用することと地区衛生推進協議会からの要望を踏まえて、ごみ集積所の設置や修繕に対して補助する予定であるとの回答がありました。また、委員から小規模排出事業者が混乱しないように周知徹底が必要であるとの意見がありました。

委員から、特定危険空家対策協議会の委員について質問があり、法務、不動産、建築等の有識者等を委員に委嘱し、必要に応じて協議会を招集するとの回答がありました。

委員から、一般廃棄物最終処分場の土地購入費について質問があり、今後、鑑定評価の結果によって、地権者に金額の提示を行う予定であるとの回答がありました。地元対応としては、これまで地権者などに説明をできており、自治会全体への説明会を予定しているとのこと。また、建設予定地の崖地部分について質問があり、香川県に確認済みであり、建設には支障がないが、落石防止措置は必要と考えているとの回答がありました。

採決に入り、議案第 8 号の住民環境課所管部分、議案第 22 号、議案第 29 号から第 31 号、議案第 40 号については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、福祉課。議案第 8 号の福祉課所管部分の予算は、前年度より約 4700 万円、3.1%の減で、主な要因は、臨時福祉給付金、年金生活者等支援臨時福祉給付金、地域福祉計画策定事業の終了及び障害者自立支援給付事業、児童手当支給事業などの減額によるものです。新規事業は、通院困難者支援事業、障害福祉計画等策定事業、要保護児童等対策支援事務があり、また、福祉バスの車両の更新を行うとのことでした。

委員から、障害福祉計画等策定事業について質問があり、執行部から計画期間や策定委託料の内容について回答がありました。

議案第 9 号 平成 29 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算は、前年度より 6812 万 3 千円、3.0%の増で、主な要因は、医療費の増加によるものです。また、国保広域化に向けてのシステム改修、第 2 期データヘルス計画の策定を行うとの説明がありました。

委員から、国保の人間ドック希望者に対する定員数について質問があり、執行部から定員を 10 名増やし 60 名にするとの回答がありました。

議案第 14 号 平成 29 年度土庄町介護保険事業特別会計予算は、前年度より 5297 万 7 千円、3.0%の増で、保険給付費の増加が主な要因です。大部地区における小規模多機能型居宅介護施設整備に係る補助金を計上しているほか、第 7 期介護保険事業計画を策定するとの説明がありました。

委員から、介護保険認定調査員の任用替えに関して、臨時職員と職託職員の

雇用条件について質問があり、執行部から契約期間等について回答がありました。

議案第 16 号 平成 29 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算は、前年度より 460 万 2 千円、2.0%の増で、主な要因は、被保険者数の増加により、広域連合への保険料負担金と保険基盤安定負担金が増額となったことによるものです。

次に、議案第 26 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例、議案第 27 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例、議案第 28 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について説明がありました。これらの改正について、小学生から中学生までの重度心身障害者等医療に該当する児童は、ひとり親家庭等医療または子ども医療を優先して利用することにより、医療機関の窓口で一部負担金を支払う必要がなくなるとの説明がありました。

採決に入り、議案第 8 号の福祉課所管部分、議案第 9 号、議案第 14 号、議案第 16 号、議案第 26 号から第 28 号について、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、教育民生常任委員会に付託されました議案の審査経過と結果について報告を終わります。

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、各常任委員長の審査結果の報告を終わります。

## 委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより、各常任委員長から報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方は、ご発言願います。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

4番 高橋正博君。

○4番（高橋正博君）

教育総務課につきまして質問を1点したいと思います。議案第8号の平成29年度一般会計予算の中で認定こども園について、旧土庄小学校跡地に建設予定するということですが、私ずっと考えておるんですけど、アクセス道路が問題があるなというふうに思っております。それで、委員会でも道路の拡幅工事をやるという返事が執行部からあったということですが、具体的に現時点でどこを拡張するのか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

今の質問ですが、教民の委員会でも出ました。確かに私もこの分のために拡幅を執行部がするというので賛成に回ったような次第でございますが、今執行部から聞きますと、土庄町の東側の道路の拡幅を考えておるというようなことを今聞いておりますが、詳細については執行部の方をお願いしたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

高橋さん、続けて質問はありますか。

○4番（高橋正博君）

いえ、続けてはありませんが、具体的にどこをどう広げるのかを現時点で分かるのであれば教えていただきたいと思います。

○議長（濱中幸三君）

執行部の方、補足説明はありますか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

今委員長が答えると、この報告した内容についてでございますが、今、報告しましたように委員長として今の状況でどこをどう拡幅するか等については聞いておりませんので、私には分かりません。以上です。

○議長（濱中幸三君）

他にございませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

## 討論、採決（議案第 8 号～議案第 42 号）

○議長（濱中幸三君）

これより、討論、採決に入ります。まず、条例関係等の議案から行います。

日程第 2、議案第 18 号 土庄町辺地に係る総合整備計画の変更について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 3、議案第 19 号 土庄町庁舎建設基金条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 20 号 土庄町財政調整基金条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 5、議案第 21 号 土庄町中小企業振興基本条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 6、議案第 22 号 土庄町空家等対策の推進に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 7、議案第 23 号 土庄町堀本文次教育奨学基金の設置、管理及び処分に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 8、議案第 24 号 土庄町放課後児童クラブ条例について討論を行います。  
本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 9、議案第 25 号 土庄町税条例等の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 10、議案第 26 号 土庄町ひとり親家庭等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。



(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 26 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 11、議案第 27 号 土庄町子どもに対する医療費助成条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 27 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 12、議案第 28 号 土庄町重度心身障害者等医療費支給に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 28 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 13、議案第 29 号 土庄町印鑑条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 29 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 14、議案第 30 号 土庄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 30 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、議案第 31 号 土庄町斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 31 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 16、議案第 32 号 土庄町奨学資金貸付条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 32 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、議案第 33 号 土庄町公民館設置条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 33 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 18、議案第 34 号 土庄町公民館使用料条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 34 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 19、議案第 35 号 土庄町防災行政無線の設置及び管理運用に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 35 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 20、議案第 36 号 土庄町個人情報保護条例等の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 36 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 21、議案第 37 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 37 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 22、議案第 38 号 土庄町長等の給与支給条例の一部を改正する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 38 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 23、議案第 39 号 土庄町簡易水道事業の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 39 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 24、議案第 40 号 土庄町霊柩車の設置及び管理に関する条例を廃止す

る条例について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 40 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 25、議案第 41 号 土庄町道路線の廃止について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 41 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 26、議案第 42 号 土庄町道路線の認定について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 42 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 27、議案第 8 号 平成 29 年度土庄町一般会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

7 番 福本耕太君。

○7 番（福本耕太君）

平成 29 年度土庄町一般会計予算に対する反対討論を行います。まず、予算全体に対する評価でございますけれども、全体としては、これまでも必要な予算が配置されていると思います。中でも子どもの医療費を中学校卒業まで引き上げた制度の継続などは高く評価できる項目だと思えます。また、新たに住宅リフォーム助成制度を実施したことや通院困難者への支援事業、タクシー料金の補助事業を行ったこと、また、豊島在住の高校生へのフェリー代の補助などが新たに設置されましたが、大いに評価できると考えております。その上で部分修正・変更を必要とする部分について個別に反対討論を行っていきたいと思えます。

1 つ目は、四国新幹線導入期成同盟会への負担金です。これについては、四国新幹線計画は見直すべきだという考えのもとからこうした団体への助成は行うべきではないという立場から反対をいたします。

次に、2 つ目、出張旅費についてでございます。出張旅費の予算について反対いたします。反対理由を述べます。土庄町の出張旅費、費用弁償は、実際に町長、議員、職員が出張で負担した実費を大きく上回る金額が支給されている。これは、条例でそういう規定になっているからである。この条例が改正されない限り、差額分が町長、議員、職員にばらまかれる仕組みがこれからも続くことになる。この条例が改正されない限り、出張旅費の予算を認めることはできません。よって本予算に対し、反対をいたします。

3 つ目は、同和事業の関連予算でございます。部落解放同盟や部落解放人権政策確立要求実行委員会などへの個別の団体への助成金はやめるべきです。特定地域を限定し、行われる個人給付もやめるべきです。同和教育は、部落解放同盟依存型の教育ではなく、一般行政に移し、公平公正な教育へと移行させるべきです。以上 3 点について理由を述べ、変更・修正を求める立場から同和行政に対する反対討論を終わります。

4 つ目は、マイナンバー制度の実施のための予算に対しての反対討論でございます。反対理由を述べます。マイナンバー制度には国民にとってのリスクを数多く含んでおります。マイナンバー制度を使えば使うほど個人情報行政、民間を問わず広がっていくこと、情報が漏えいした際、土庄町も国も責任を取ることができないという問題を抱えています。また、この制度の実施は、行政に

よる個人財産の完全把握を目的として定められました。これにより、強圧的な徴税が行われる危険性も指摘されております。よって、こうしたマイナンバー制度に対する予算の配置に対して反対をいたします。以上で反対討論を終わります。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

10番 井上正清君。

○10番（井上正清君）

4項目の反対がありましたが、1番の新幹線につきましては、四国のみ新幹線がございません。今後検討すべきものと考えますので賛成します。それから、2番の旅費規程に関しましては、現状では賛成いたします。今後の検討課題かなと思います。それから、3つ目の同和対策に関しましても賛成いたします。4項目目のマイナンバー制度、これは国の制度でありますので賛成いたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

1番 岡野能之君。

○1番（岡野能之君）

議案第8号 平成29年度土庄町一般会計予算について反対討論を行います。予算について教育費における新設統合こども園建設事業、旧校舎等解体予算について新設こども園予定地に通学する場合、道幅が狭いため交通渋滞が起きる可能性があること、また、緊急車両出動の妨げになる可能性があること、子どもの通学において歩道もなく、子どもの安心安全が確保できないと思われるため修正を求め、反対いたします。以上です。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

11番 佐々木邦久君。

○11番（佐々木邦久君）

今、賛成の意見でございますが、今言われた教民の報告の中でも言いましたように、今から後のことを考えたら確かに重要なことでございます。問題は、各3園の父兄の人がみんなで相談して、あそこの場所がいいんじゃないんかと



というようなことになりましたので、私は、条件としてあそこを、道路の拡幅をやっていくというような執行部の考えのもとに賛成ということでございます。以上です。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 8 号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 28、議案第 9 号 平成 29 年度土庄町国民健康保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 29、議案第 10 号 平成 29 年度土庄町港湾整備事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 30、議案第 11 号 平成 29 年度土庄町宅地造成事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 31、議案第 12 号 平成 29 年度土庄町大鐸財産区事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 32、議案第 13 号 平成 29 年度土庄町農業集落排水事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 33、議案第 14 号 平成 29 年度土庄町介護保険事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 34、議案第 15 号 平成 29 年度土庄町福祉サービス事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)  
反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。  
議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)  
ご異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)  
日程第 35、議案第 16 号 平成 29 年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。  
(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

7番 福本耕太君。

○7番（福本耕太君）

平成29年度土庄町後期高齢者医療事業特別会計予算に対する反対討論を行います。後期高齢者医療保険事業は、これまでの保険事業とは異なり、75歳以上のお年寄りを保険から切り離し、集め、制度をつくる仕組みになっております。この後期高齢者医療保険制度の大きな特徴は、青天井に保険料が上がっていくこと、そしてもう1点は受けられる医療が制限されるという問題点を抱えたまま国会を通過し、今に至っております。日本共産党は、後期高齢者医療保険制度は、即時廃止し、元の老人保健制度へと戻すことを求める立場から本予算について反対をいたします。

○議長（濱中幸三君）

賛成討論の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

11番 佐々木邦久君。

○11番（佐々木邦久君）

賛成の意見でございますが、この分の内容につきましては、国、県、各市町が1つになって動いております。ここだけどうするというような内容でございませぬし、決して悪い内容でないので賛成します。以上です。

○議長（濱中幸三君）

他に討論はありませんか。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

他にないようでございますので、これをもって討論を終了いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第16号については反対がありますので、起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（濱中幸三君）

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第36、議案第17号 平成29年度土庄町水道事業会計予算について討論を行います。本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。これをもって討論を終了いたします。  
これより採決いたします。お諮りいたします。

議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 休憩

○議長（濱中幸三君）

この際、暫時休憩いたします。

再開は 10 時 55 分の予定です。

休 憩 午前 10 時 44 分

再 開 午前 10 時 55 分

## 出席議員及び欠席議員

休憩前に同じ。

## 地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）

総務課長（鳥井基史）

税務課長（笹山恵子）

健康増進課長（奥村 忠）

建設課長（濱口浩司）

商工観光課長（宮原正行）

生涯学習課長（高橋幸光）

出納室課長（木下公明）

教 育 長（藤本義則）

企 画 課 長（椎木 孝）

福 祉 課 長（中井俊博）

住民環境課長（石床勝則）

農林水産課長（川本公義）

教育総務課長（佐伯浩二）

水道課課長補佐（山下竜一）

総務課副主幹（島原正喜）

## 議会事務局職員

休憩前に同じ。

## 再開

- 議長（濱中幸三君）  
再開します。

## 提案理由の説明（同意第 1 号～同意第 3 号）

- 議長（濱中幸三君）  
日程第 37、同意第 1 号 土庄町副町長の選任についてから日程第 39、同意第 3 号 土庄町教育委員会委員の任命についてまでを一括議題といたします。  
提出者から提案理由の説明を求めます。

- 議長（濱中幸三君）  
三枝町長。

- 町長（三枝邦彦君）  
それでは、同意第 1 号 土庄町副町長の選任について。土庄町副町長に次の者を選任したいので、地方自治法第 162 条の規定により、議会の同意を求めます。  
住所につきましては土庄町甲 5358 番地 2、氏名宮原隆昌、生年月日昭和 32 年 6 月 27 日。裏面の方で提案理由でございますが、平成 29 年 4 月 1 日より宮原隆昌氏を土庄町副町長に選任いたしたく、議会の同意を求めます。  
本人の略歴につきましては記載のとおりでございますので、ご一読をお願いしたいと思います。

- 同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命について。土庄町教育委員会教育長に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。  
住所につきましては土庄町黒岩 754 番地 1、氏名下地芳文、生年月日昭和 31 年 8 月 9 日。提案理由につきましては、平成 29 年 3 月 31 日をもって教育委員藤本義則氏が願いにより退職するので、平成 29 年 4 月 1 日から新教育委員会制度に移行する新たな教育長として下地芳文氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。  
本人の略歴につきましては、記載のとおりでございますので、よろしく申し上げます。

- 同意第 3 号 土庄町教育委員会委員の任命についてでございます。土庄町教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求めます。  
住所につきましては土庄町伊喜末 641 番地、氏名長谷川恵淳氏、生年月日昭和 50 年 2 月 13 日でございます。提案理由につきましては、現委員の佐々木育夫氏が平成 29 年 4 月 2 日をもって任期が満了するので、後任として長谷川恵淳氏を任命いたしたく、議会の同意を求めます。  
本人の略歴につきましては

は、記載のとおりでございます。よろしく願いいたします。

### 提案理由に対する質疑（同意第 1 号～同意第 3 号）

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、提案理由の説明を終わります。

ただ今説明のありました同意第 1 号、同意第 2 号及び同意第 3 号について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、同意第 1 号、同意第 2 号及び同意第 3 号についての質疑は、これをもって終了いたします。

### 討論、採決（同意第 1 号～同意第 3 号）

○議長（濱中幸三君）

お諮りいたします。

同意第 1 号 土庄町副町長の選任についての討論を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案に対する討論を省略いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。同意第 1 号 土庄町副町長の選任について原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 38、同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命については、討論を省略いたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって本案に対する討論を省略いたします。
- 議長（濱中幸三君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。同意第 2 号 土庄町教育委員会教育長の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。
- 議長（濱中幸三君）  
日程第 39、同意第 3 号 土庄町教育委員会委員の任命については、討論を省略いたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって本案に対する討論を省略いたします。
- 議長（濱中幸三君）  
これより採決いたします。  
お諮りいたします。同意第 3 号 土庄町教育委員会委員の任命について、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（濱中幸三君）  
ご異議なしと認めます。  
よって本案は、原案のとおり同意することに決しました。

## 議員の派遣

- 議長（濱中幸三君）  
日程第40、議員の派遣についてを議題といたします。  
本定例会閉会中に、議員の派遣についての申出書が提出されております。詳細については印刷配布のとおりであります。  
議員の派遣については、土庄町議会会議規則第126 条の規定により議会の議決を経ることになっております。  
お諮りいたします。お手元に配布しておりますとおり議員を派遣することに



ついてご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり議員を派遣することに決しました。

## 閉会中の継続調査申出

○議長 (濱中幸三君)

日程第 41、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり継続調査に付することに決しました。

## 閉会

○議長 (濱中幸三君)

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。

これにて平成 29 年 3 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様でした。

閉 会 午前 11 時 2 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長（濱 中 幸 三）

同 議員（井 上 正 清）

同 議員（佐々木邦久）